

土壌汚染対策法の改正について

服部 寛和*

1. 土壌汚染と自主調査

生物多様性やCOP10、地球温暖化等の国際的な環境関連の話題が、新聞によく掲載されている。また地方版にも「基準を超える物質を検出」のような小さな見出しの汚染関連の記事が見かけられる。環境関連の話題は尽きないようである。

最近半年間の汚染に関する記事を、新聞からざっと拾うと、表のような事例が確認される。原油流出のような大きな事件もあるが、身近な土壌汚染の事例も多い。

これらの土壌汚染は、その相当数が自主的な調査の結果から判明している。工場跡地及びガソリンスタンド(給油所)の事例が多い。平成18年に環境省が調べた結果によると、15000件以上の調査が行われ、このうち自主調査は87%と殆どを占めたとされる。

2. 土壌汚染対策法改正の背景

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止を目的として制定された。平成15年の施行後6年間に、環境省は次の課題が出てきたと捉えている。

(1)法に基づかない土壌汚染の発見の増加

多くは不動産取引の売買によると推定されるが、法によらない任意の調査(自主調査)が増加した。したがって、法の規制下になく汚染土壌が管理されない状態となる恐れを生じた。

(2)8割程度が掘削除去

汚染土壌は、8割程度が掘削除去を施されている。汚染土壌が不適切に処理された場合、環境負荷を生じる。更に国内の土壌汚染地を全部掘削除去したら、処分場も足りず、埋め戻す土もない。

3. 改正の概要

これらの課題に対応するため、改正された土壌汚染対策法が4月1日に施行された。土壌汚染の調査や管理の方法等の基本的な流れは、改正前と基本的に変わらない。土壌の調査を行い汚染があれば指定を受け汚染土壌の管理を行う。このフローを図に示した。主な改正点は次の通り。

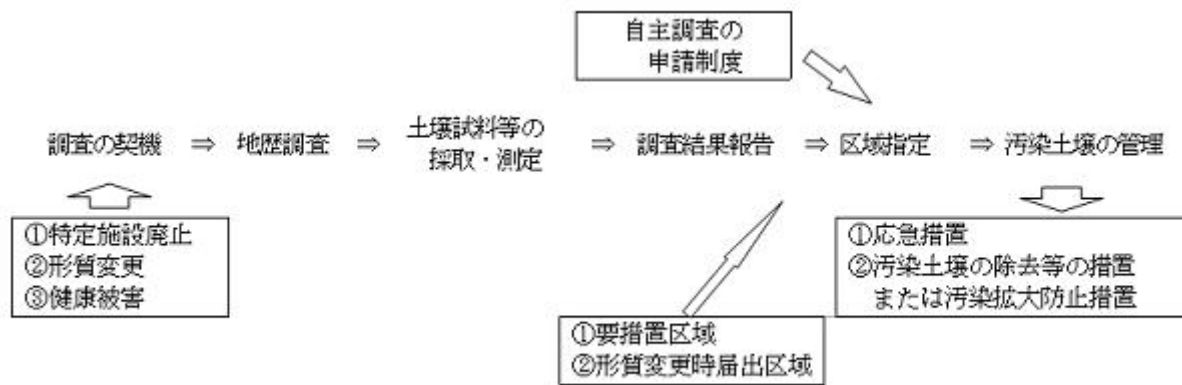


図 土壌汚染の調査と流れ

(1)調査の契機

調査を行わねばならないケースに、3000㎡以上の形質の変更（例えば掘削、盛土などの工事）時が追加された。そのほか従来から規定された水質汚濁防止法の特定施設の廃止時及び健康被害のおそれの判断時の二つ。

(2)汚染土壌の管理のための区域の指定

基準不適合の場合汚染土壌の管理を行わねばならないが、健康被害のおそれがあるかどうかにより、今すぐ措置をとる必要がない「形質変更時届出区域」又は汚染の除去等の措置が必要な「要措置区域」のいずれかが指定されることとなった。

(3)指定の申請制度

自主調査の場合、その結果から上記の区域を指定してもらい、汚染土壌を管理する申請制度が設けられた。

(4)搬出土壌の管理

搬出される汚染土壌が適正に処理されるよう、区域から搬出する際の規制や運搬基準を追加した。

4. 条例の改正

法改正に伴い各自治体も追随している。愛知県は、土壌汚染の規制を含む条例「県民の生活環境の保全等に関する条例」を10月に改正・施行の予定としている。

愛知県の場合、ガソリンスタンドが事業を廃止する際の調査を義務化する。そのほか特定有害物質を取扱う事業所を廃止する場合、土壌と地下水の調査を義務化するとともに、土壌や地下水に汚染が判明した場合、汚染拡散防止を規定する等の改正がされる見込みである。

表 汚染事例(中日新聞から:平成21～22年)

掲載日	汚染事例	区分
11月13日	(工場)敷地内地下水から基準超すベンゼン：自主調査	土壌汚染
11月21日	焼却炉跡地で基準超す鉛やフッ素：自主調査	土壌汚染
11月26日	給油装置から下水に軽油900L流出	水質汚染
12月3日	基準超すベンゼン(給油所)地下水から検出：自主調査	土壌汚染
12月4日	新幹線騒音調査環境基準クリア(名古屋市調査)	騒音
12月10日	給油所敷地内地下水から基準超すベンゼン：自主調査	土壌汚染
12月22日	55施設石綿飛散の恐れ：文部科学省の石綿使用実態調査	化学物資
12月29日	環境基準の720倍六価クロム検出(工場跡地)	土壌汚染
1月20日	低周波音で健康調査：全国の風力発電所	騒音
2月7日	排出基準を超える強アルカリ水海に流出	水質汚染
2月16日	基準16倍の鉛を工場跡地で検出	土壌汚染
2月18日	工場跡地から基準超す汚染物質(鉛、砒素、フッ素)：自主調査	土壌汚染
3月19日	大学敷地内から基準超える水銀	土壌汚染
4月10日	廃棄物焼却炉からダイオキシン	廃棄物
4月27日	給油所跡から基準超すベンゼン：定期測定	土壌汚染
5月13日	給油所跡地の地下水から基準340倍のベンゼン：売却に伴う自主調査	土壌汚染
5月28日	化学工場敷地から基準値超す鉛検出	土壌汚染

5. おわりに

4月1日に施行された改正土壌汚染対策法に関連する話題をまとめてみた。今回の改正では、汚染土壌の管理と適正な処理の規制が追加された。この改正に伴い、当社のような指定調査機関にも信頼性確保の規定が導入された。当社もお客様の信頼にこたえるよう活動を進めていきたいと考えている。

参考資料

改正土壌汚染対策法に関する指定調査機関向け説明会資料 環境省(平成22年2月3日)

* 専務取締役